昭和52年
5月1日号
第135号
発行所　津奈木町役場
編集総務課
印刷所　旭印刷所

町報 つなぎ

人口と世帯
津奈木町　4月1日現在
人口　6,309人
男　3,030人
女　3,279人
世帯　1,671世帯

着任にあたって

津奈木小学校長　染浦俊男

町民の皆様には益々お元気でそれぞれのお務めに精進されていることと存じます。

私、昭和五十一年度末教職員定期異動により、水俣市立東小学校長から津奈木町立津奈木小学校長を命ぜられ過日着任いたしました。実は町民の皆様方とは以前芦北教育事務所で社会教育主事として在勤中、社会教育全般でたいへんお世話になりましたが、このたびは、学校教育面で再度皆様方のご指導ご協力により、本校職員二十二名、児童三百三十七名一丸となり、地域住民の教育振興に対する期待と教師によせる信頼にこたえる覚悟でございます。今後いろいろお世話になりますがよろしくお願い申し上げます。

先ずは着任にあたりご挨拶まで

職責の重大さを痛感

赤崎小学校長　鬼塚徳喜

三月末の教職員の異動で、赤崎小学校の前大橋盛校長のあとに参りました鬼塚徳喜であります。私の出身は芦北町の大岩でありますが、終戦直後から芦北町、水俣市の各小学校に勤務し、前の三年はへき地五木村の小学校でありました。地理的、文化的に恵まれない児童の教育に微力ながら精魂を傾け、へき地の貴重な経験をいたしました。此の度は、山から海へと正反対の学校に参ったわけであります。

赤崎小学校は各報道機関で、有名な海上の学校と存じてはいましたものの、実際に見たことはありませんでした。ところが、本当に素晴らしい学校であります。前任地の五木西小学校も昭和四十八年鉄筋三階建の新校舎でありましたが、外観内部の施設等比べものにならない程であります。この素晴らしい校舎建築には、町当局、地元の素晴らしい英智と英断、そして一致協力の賜であろう、と推察しているところであります。将来の教育の大計をこの学校に託されたことに対し、とても強く職責の重大さを痛感した次第であります。職責の重大さとは、この学校で学ぶ児童が、より向上することでありまして、浅学非才ではございますが本校の先生方と協力し町当局、教育委員会のご指導を得まして、努力する覚悟であります。着任間もありませんので、当面の事情もわからないところでありますが、早く慣れまして学校の経営に当りたいと思いますので、よろしくお願い申しあげ、就任のご挨拶といたします。

老齢福祉年金証書の収集についてお知らせ

来る五月六日より老齢福祉年金の支払が郵便局の窓口で取扱われますが、受権者の方は受給されました後、役場国民年金係より証書の収集にご協力を、七日（土曜）西郵便局に参りますので、よろしく御協力下さい。その後、受給された方は、役場国民年金係まで、提出下さい。

なお、提出を怠りますと、次の年金の受給が出来ませんので、念のため申し添えます。

国民年金係より

社会福祉資金貸付について

津奈木町社会福祉協議会では住民の生活安定に資するための社会福祉資金を貸付け、当該世帯の福祉の向上を図っております。

記

◎貸付対象者
本町に引き続き一年以上居住し、かつ住民基本台帳に登録されている二十才以上の者で、信用があり返済能力を有すると認める者。その他特に会長が必要と認めた者。

◎貸付金額
一世帯当三万円まで

◎償還期限
六ケ月以内

◎利子
無利子

◎返済方法
一括返済

詳しいことは、役場福祉係にお尋ねください。

奨学金貸付申し込みのご案内

津奈木町では、学校の成績が優秀で、経済的理由により修学困難な者に対し、学資金の一部を貸付けています。

◎奨学生となれる者
(一)保護者が本町に本籍及び住所を有する者の子弟であること。
(二)品行方正身体強健で学術又は特殊技能において優れていること。但し公私の奨学金又はこれに類する金品の交付をうけている者は本町の奨学生となることは出来ません。

◎奨学金の額
高校生　年額　三万六千円
大学生　年額　十二万円

◎奨学金の申込期間
自昭和五十二年四月二十五日
至昭和五十二年五月十五日
申込用紙は、教育委員会に用意してあります。

男子バレーボール大会開催のお知らせ

津奈木町バレーボール協会では次のとおり、第一回男子バレーボール大会を開催いたします。

期　日　五月十六日～二十一日
場　所　津小体育館（夜間）
参加資格　津奈木町在住者で学生を除き、年令は問わない。
チーム　部落、職場、クラブ、サークル等など、どのようなチームでも良いが、重複参加は認めない。
参加申込　五月六日まで、教育委員会事務局へ

ご存じでしょうか　心配ごと相談所の開設を!!

津奈木町では、毎月心配ごと相談所を開設しております。

「生活苦の相談
「住宅の相談
「家庭の不和
「児童（教育）の相談
「法律の相談
「苦情の相談

等気軽にご相談下さい。相談ごとは一切無料で秘密です。

相談の日時等は左記の通りです。

日時	場所	相談員	摘要
毎月七日（午前十時～午後四時）	光明寺	内野　田上一智	等
毎月十四日（〃）	永松宅	小津奈木　永松登弥	電話二九二四
毎月二十一日（〃）	西福寺	染竹　福田信順	電話二七六
毎月二十八日（〃）	中央公民館	田上一智　永松登弥　福田信順	電話二六三

※当日が日曜祭日の折は翌日

（備　考）
◎各地域ご民生委員の方がおられますので、色々ご相談下さい。

税務署便り

◉相続税のあらまし

相続税は、相続財産から債務や葬式費用を差引いた正味の「遺産総額」が「基礎控除額」を超えるときにかかります。この「基礎控除額」は、「二千万円の定額控除額」と「四百万円に法定相続人の数をかけた金額」との合計額です。

従って、相続人が二人の場合は二千八百万円まで、三人の場合は三千二百万円までの財産には税金はかかりません。

またこのほか、配偶者が相続により取得した財産が、遺産の三分の一か、または四千万円以下であれば、その配偶者には相続税はかかりません。しかし、これは特例ですから、税金はかからなくても申告はしなければなりません。

相続税の申告と納税は、死亡した日の翌日から六か月以内に行うことになっています。

◉贈与税のあらまし

親が所有している土地や建物を子の名義に変えたり、夫名義の株式を妻の名義に変えるなど、財産の名義を変更したときや、個人から財産をもらったときは、贈与税がかかります。

贈与税を計算する場合、六十万円の基礎控除がありますから、もらった財産の合計額が六十万円以下であれば、贈与税はかかりません。

贈与税の申告と納税は、財産をもらった年の翌年二月一日から三月十五日までとなっています。

詳しいことは、最寄りの税務署又は税務相談室にお尋ねください。

郵便局便り

身体障害者福祉強調運動にちなむ郵便葉書（青い鳥）の発行について。

郵政省では昭和五十二年度における身体障害者福祉強調運動にちなみ、身体障害者に対する国民の理解と関心の高揚に資することを目的とした郵便葉書を（四月二十日）発行することになりました。

なお、身体障害者の方には左記の要領で無料交付されますから該当者はお申出下さい。

対象者―身体障害者手帳の等級が一級又は二級に該当し、昭和五十二年四月一月現在満六才以上の人。

申出方法―交付を希望される対象者又は代人は最寄の郵便局で所定の用紙に必要事項を記入、押印のうえ身体障害者手帳を提示して交付の申出をして下さい。なお、郵便による申出も出来ます。

交付枚数―対象者一人につき二十枚。

申出期間―昭和五十一年四月一日から五十一年五月三十一日まで詳しくは郵便局へお問合せ下さい。（用紙は郵便局窓口と役場町民課窓口へ備えてあります）

津奈木郵便局より

裁判所便り

無料調停相談所の開設

日　時　五月六日（金）　10時～15時
場　所　水俣市天神町一丁目一番一号
　　水俣簡易裁判所
担当者　裁判所職員
　　民事・家事調停委員
相談内容　民事一般、家事問題、その他

こんな事でお困りの方はおられませんか

（人権問題）　生活機害、酷使虐待、差別待遇、強制圧迫、名誉侵害、村八分。
（心配ごと）　借地、借家、金銭貸借、損害賠償、遺言、相続、離婚、扶養、登記、戸籍。

右のようなことでお困りの方は左記のとおり「特設人権相談所」が開設されますので、お気軽にご相談ください。

記

「日　時　昭和52年5月30日　午前10時～午後3時
「場　所　津奈木町公民館
「担当者　人権擁護委員
　　田上一智　山下紀代
　　法務局職員　栢坂一男

ゴールデンウィークの交通事故防止

四月末から五月上旬にかけて連休時における無謀運転を抑止するとともに、交通全般の高揚を図り、運転者の中に「ゆっくり走ろう」気運を醸成させることによって交通事故を防止する運動が実施されます。//ゆっくり走ろう!!

期間　四月二九日から
　　五月五日まで七日間

御芳志御礼

部落　世帯主　敬人
染竹　鶴山広　豊太
町中　高橋敏信　貞喜
新川　浜本アヤ子　ツキ
上下門　高見嘉司満　キクエ
川内　西平政次　ツジ
平国上　野崎恵蔵　ツヤ
日添　諫山侃　ユミ
小津奈木　伊藤行雄　フジエ
小津奈木　斉藤艶子　栄二

以上の方々から町社会福祉協議会へ善意返しとして金一封ご寄附下さいました。この寄附金は町民福祉のため有効に利用させていただきます。誠にありがとうございました。謹んで御礼申しあげますとともに故人のご冥福を心からお祈り申しあげます。

親子（子供）会ソフトボール大会

次の日程により第9回親子（子供）会ソフトボール大会を行ないますので、皆様方のご声援をお願いします。なお、準決勝、決勝戦は津奈木校区2チーム、赤崎校区1チーム、平国校区1チームの4チームにより行ないます。

津奈木校区組合せ表

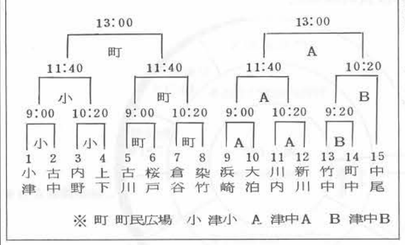

昭和52年度身体障害者巡回相談について

期日　昭和52年5月31日(火)午前11時から午後2時まで受付
場所　芦北町湯浦　芦北福祉センター

津奈木町財政事情（昭和52年度）

津奈木町告示第13号

財政事情の公表について

地方自治法第243条の3第1項及び津奈木町財政事情の公表に関する条例第2条の規定により財政事情を次のとおり公表する。

昭和52年5月1日

津奈木町長　六車孝吉　印

まえがき

「地方財政の危機」が叫ばれて久しく、自主財源に乏しい本町財政は年を追う毎に厳しさを増してきています。

この機会に町財政の実態について、町民の皆様に御理解いただき、町将来の発展の為御協力を得たいと思います。

一般会計について

歳入について

昭和52年度一般会計歳入予算は、885,300千円で（表1、図1）内町税は69,425千円　7.84％であります。これに財産売払収入、使用料、手数料その他を合せて、自主財源は27.76％、残り75.24％は、地方交付税を主に、国県支出金、町債等の依存財源であります。

表1　歳入　　単位(千円)

区分	金額	区分	金額
町税	69,425	県支出金	45,966
地方譲与税	11,500	財産収入	115,214
自動車取得税交付金	8,000	寄附金	792
地方交付税	400,000	繰入金	4
交通安全対策特別交付金	500	繰越金	5,000
分担金及び負担金	8,501	諸収入	6,561
使用料及び手数料	13,823	町債	100,701
国庫支出金	99,313	合計	885,300

図1　歳入予算項目別構成比

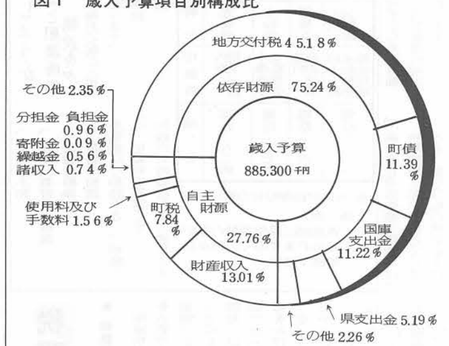

図2　住民の負担状況（町税69,425千円）

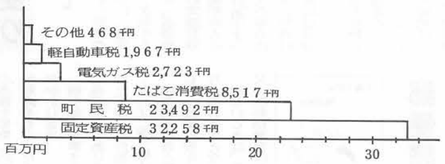

歳出について

歳出では、性質別に昨年と比較しますと、消費的経費で6.53％の伸びとなり、投資的経費では、9.05％の減となっています。これは、昨年度千拓の償還金を計上したためで、冗費節減には、格段の努力を致しております。今後財政の許す範囲で新規事業もとり上げ、積極的な推進をはかりたいと思います。

表2　歳出　　単位(千円)

区分	金額	区分	金額
議会費	28,439	消防費	41,564
総務費	135,268	教育費	84,539
民生費	127,759	災害復旧費	7,920
衛生費	42,483	公債費	65,121
農林水産業費	176,023	諸支出費	86,191
商工費	569	予備費	1,000
土木費	88,424	合計	885,300

図3　歳出予算項目別構成比

図4　歳出予算性質別構成比

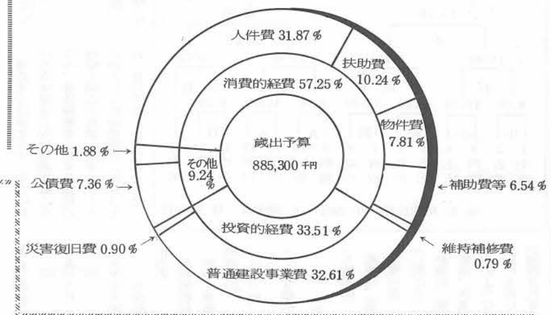

特別会計について

国民健康保険事業特別会計、簡易水道事業特別会計、農業共済事業特別会計は、それぞれ表3.表4.表5に示した通りで、いずれも最小の予算で各目的効果を上げる様努力致したいと思います。

表3　国民健康保険特別会計

歳入

区分	金額(千円)
国民健康保険税	72,430
使用料及び手数料	8
国庫支出金	209,737
県支出金	12
財産収入	1,675
繰入金	3,001
繰越金	6,000
諸収入	5,507
合計	298,370

歳出

区分	金額(千円)
総務費	14,328
保険給付費	273,694
基金積立金	1,675
公債費	501
諸支出金	22
予備費	8,150
合計	298,370

表4　簡易水道特別会計

歳入

区分	金額(千円)
簡易水道収入	5,891
分担金及び負担金	650
国庫支出金	1
県支出金	1
繰入金	5,601
繰越金	200
寄附金	1
諸収入	49
町債	1
合計	12,395

歳出

区分	金額(千円)
総務費	1,647
簡易水道事業費	3,802
公債費	6,760
予備費	186
合計	12,395